

各位

会社名 株式会社ベルパーク
代表者名 代表取締役社長 西川 猛
(JASDAQ・コード9441)
問合せ先
役職・氏名 管理本部長 石川 洋
電話 03-3288-5211

株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成24年11月29日開催の取締役会において、株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更を決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更の目的

平成19年11月27日に全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨にかんがみ、当社株式の売買単위를100株とするため、株式を分割するとともに単元株制度の採用を行います。なお、この株式分割及び単元株制度の採用に伴う投資単位の金額の実質的な変更はありません。

2. 株式分割の概要

(1) 分割の方法

平成24年12月31日(月)を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式を、1株につき100株の割合をもって分割いたします。

(2) 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	67,104株
今回の分割により増加する株式数	6,643,296株
株式分割後の発行済株式総数	6,710,400株
株式分割後の発行可能株式総数	26,370,000株

(注) 上記の発行済株式総数は、新株予約権の行使により株式分割の基準日までの間に増加する可能性があります。

(3) 分割の日程

基準日設定公告日	平成24年12月14日(金)
基準日	平成24年12月31日(月) ※実質的には平成24年12月28日(金)
効力発生日	平成25年1月1日(火)

(4) 新株予約権行使価額の調整

株式分割に伴い、新株予約権の目的となる株式についても同様に調整されます。また、当社発行の新株予約権の1株当たりの行使価額を平成25年1月1日以降、以下のとおり調整いたします。

	調整前行使価額	調整後行使価額
第3回新株予約権	146,000円	1,460円

3. 単元株制度の採用

(1) 新設する単元株式の数

上記「2. 株式分割の概要」の効力発生日である平成25年1月1日（火）をもって単元株制度を採用し、単元株式数を100株といたします。

(2) 新設の日程

効力発生日 平成25年1月1日（火）

（参考）平成24年12月26日（水）をもって、大阪証券取引所における売買単位も100株に変更されることとなります。

4. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

上記の株式分割及び単元株制度の採用に伴い、会社法第184条第2項及び第191条の規定に基づく取締役会決議により、平成25年1月1日（火）をもって、当社定款の一部を変更いたします。

①発行可能株式総数を株式分割の割合に応じて増加させるため、現行定款第6条を変更いたします。

②株式分割と同時に単元株制度を採用し、単元株式数を100株とするため、第7条を新設いたします。

③現行定款第7条以下の条数を各1条繰り下げいたします。

④第6条の変更及び第7条の新設の効力発生日を定めるため、附則を新設いたします。

(2) 変更の内容

(下線が変更部分)

現行定款	変更案
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>263,700株</u> とし、その株式はすべて普通株式とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>26,370,000株</u> とし、その株式はすべて普通株式とする。
(新設)	(<u>単元株式数</u>) 第7条 <u>当社の単元株式数は、100株とする。</u>
(自己の株式の取得) 第7条 ～ (条文省略)	(自己の株式の取得) 第8条 ～ (現行どおり)
(除斥期間) 第39条	(除斥期間) 第40条
(新設)	附則 <u>第6条の変更及び第7条の新設並びにこれらに伴う条数の繰り下げは、平成25年1月1日から効力を発生する。なお、本附則は、効力発生日をもって削除する。</u>

5. その他

- (1) 今回の株式分割に際して、資本金の額の増加はありません。
- (2) 今回の株式分割は平成25年1月1日を効力発生日としておりますので、平成24年12月期の期末配当及び株主優待制度につきましては、株式分割前の株式数を基準に実施いたします。

以上